

早稲田大学大学院法学研究科

2012年10月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 フランス公役務の経済活動上の展開

申請者氏名 大橋麻也

主査 早稲田大学教授  
早稲田大学教授  
早稲田大学教授  
早稲田大学教授

今関源成  
首藤重幸  
土田和博  
鳥山恭一

大橋麻也氏（早稲田大学法学部助教・2010年3月早稲田大学法学研究科博士課程退学）は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2012年2月13日、その論文「フランス公役務の経済活動上の展開」を早稲田大学大学院法学研究科に提出し、博士(法学)(早稲田大学)の学位を申請した。後記の審査委員は、上記研究科の委嘱を受け、この論文を審査してきたが、2012年10月17日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

## 1 本論文の構成と内容

### (1)本論文の目的と構成

本論文は、公役務概念の歴史的淵源である第三共和制にまで遡り、そこからその形成と変容の過程を跡づけることによって、今日における「フランス公役務の危機」という言説の歴史的な意味を明らかにするとともに、国家による経済関与の特殊フランス的なあり方を確定しようとするものである。著者は、フランスの政治経済構造を、恒常的な低生産性から脱却するために国家が独占的公企業を主たる道具として計画的に経済成長政策を推し進め、国際競争力を高めて経済的先進国に追いつこうとする「キャッチアップ体制」として把握し、公役務概念がこの「キャッチアップ体制」の理論的支柱を提供したという仮説を立て、その検証を行う。ヨーロッパ統合の進行する中で既存のフランスのシステムの限界が指摘され、その改革が模索されているが、その前提として、フランスにおける国家の経済関与の特殊な構造とその成立過程について正確な歴史認識を提供することが、本論文の目的である。

本論文は、問題提起と研究方法を明らかにする序章と、フランスに共和制が確立され、経済的に低生産性構造が確定する第一次大戦前の第三共和制の分析、およびその時期に登場したデュギーの公役務国家論の解明を行う第1章「第三共和制と公役務」、戦間期(第一次大戦後の第三共和制)を低生産性構造への対応の揺籃期として位置づけ分析する第2章「戦間期経済と公役務」、第二次大戦後の復興と高度成長期における「キャッチアップ体制」の確立過程を公役務理論の黄金時代として位置づけ、その特質と限界を明らかにする第3章「戦後近代化と公役務」、石油危機後の低成長時代における「キャッチアップ体制」の機能不全を考察し、全体的利益の決定権のヨーロッパへの移行によってフランスの「キャッチアップ体制」を支えた公役務概念の消滅を結論づける第4章「ヨーロッパ経済統合と公役務」、および各章のまとめと「総合的観察」として結論を述べる「終章」からなる。

### (2) 本論文の内容

序章においては、問題意識と方法が述べられる。

フランスの公役務制度について、公企業の形態による経済活動への関与という側面に焦点を当て、「公役務概念の形成、公役務概念を媒介とした経済への公的関与の変遷、そしてフランス公役務のヨーロッパ法との邂逅を歴史的に観察することによって、フランス公役務制度の今日的状況を明らかにすること」が本論文の目的であるとされる。

著者が、「公役務制度の今日的状況」として着目するのが、「公役務の危機」という言説

である。「公役務の危機」とは、ヨーロッパ共同体の自由化の論理と、独占的公企業(商工業的公役務)を手段として利用する国家主導のフランスの経済システムとの齟齬から生じる危機を指すものとして、ジャン=マリー・レノーが 1999 年の著作で使用した観念である。

著者はこの危機の原因をフランスの経済、政治に内在する固有の構造に求め、この構造の歴史的形成過程を考察の俎上に載せる。著者によれば、この構造は、第 3 共和制において確定したフランス経済の低生産性構造を国家主導で克服するための「キャッチアップ体制」と性格づけられるものであり、戦間期にその端緒が現れ、第二次大戦後の戦後復興期、政治的に見れば第五共和制のド・ゴール大統領の統治の時代に完成するものである。この体制を支えた理論がデュギーの公役務理論であった。フランスの政治経済構造は、公役務理論によって裏打ちされた「キャッチアップ体制」と捉えることができるという理論仮説の検証が本論文を通じて行われることになる。

著者は「キャッチアップ体制」と公役務概念について、「フランスの経済成長軌道と公役務の関与との連動性を政治経済的要素の検証によって説明することができるならば、経済活動上で展開される公役務制度を、低生産性構造からの脱却による経済的キャッチアップという合目的性を帯びた現実的存在として合理的に説明することが可能となる」(8 頁)として、両者の関係性の歴史的展開を時期を追って詳述していくことになる。

方法については「法現象を政治と経済という力学の対象として分析する研究方法」(5 頁)を採用し、多様な現実の細部に立ち入るといよりも一般的傾向性を明らかにするために「総論的な分析に徹し」(8 頁)て課題にアプローチするという選択を著者は行う。この方法によって「キャッチアップ体制」=「公役務国家」の「社会科学的な説明」(9 頁)、フランス公役務を素材とした経済と政治と法現象の相互規定性の解明が試みられていく。

## 第1章 第三共和制と公役務

本章では、まず第一次大戦前の第三共和制において上層ブルジョワジー(上層金融界)が金融寡頭制を形成し、その利害を実現するために社会的安定を望んだ結果、政治的には最終的に共和制が樹立されるが、他方で、経済的にはフランスの低生産性構造が確定するに至るプロセスが、次のように分析される。

この時期に上層ブルジョワジーが高級官僚の職を掌握し、政府の経済政策を左右できる権力を手中に収めた結果、上層ブルジョワジーの自由主義的要請が政策と連動するようになり、政官財の癒着構造が形成されていく。1873 年に始まった大不況を契機としてフランスの金融界は国内の産業投資から手を引き、外国への金融投資へと資金の運用先を変更したため、フランスは資本輸出の時代を迎え、これが 1950 年代まで継続することになる。このような金利生活者(ランティエ)資本主義の下で国内への産業投資は行われず、農業の近代化の遅れによる農業不振によって内需も拡大しないため工業生産が停滞し、大不況の終焉(1896 年)したのちにも国際的にみればフランスは英米独に決定的な遅れをとるに至り、ここにフランス工業の低生産性構造と、国際競争におけるキャッチアップ国家としての性格が確定することになる。

次いで、上層ブルジョワジーの「金融寡頭制を特徴とする共和国」を正当化する国家論として社会連帯主義、公役務国家論についての考察がなされる。

上層ブルジョワジーは共和制を選択したが、中小ブルジョワジーの急進的な民主化要求をかわすため「漸進的政策」を掲げて、一方に王政主義的・反共和主義的勢力、他方に左翼勢力という批判勢力を抱えながら、政治のかじ取りを行い、ブーランジェ事件、無政府主義者のテロ事件、ドレフュス事件といった政治的危機を乗り越え、共和主義のアイデンティティを確立していく（いわゆる日和見主義共和制）。社会連帯思想に基づく公役務国家論は当時のこのような状況を反映した「折衷的な国家論」として位置づけられる。

「当該活動の実施が社会的相互依存の実現および発展に必要な不可欠であり、かつ、当該活動が統治者の力の関与なくしては完全に実現されえないゆえに、統治者によって実施、規律、監督されなければならないすべての活動」と定義された公役務概念に基づくデュギーの公役務国家論は、社会的分業の高度化による社会連帯の強化への貢献を国家の正当性の根拠とし、権力性を捨象したデュルケムの機能的国家論の影響のもとに形成されたが、全体的利益の範疇を通じて国家の活動領域の拡大を可能とするだけでなく、民主主義理念と結びつく議会中心の国家観から、増大しつつある行政活動の担い手である国家官僚機構を全体的利益の体現者として正当化する国家観への転換を表すものでもあったとされる。これによって政治権力は新たな正当性を獲得し、国家活動の拡大が認められ、行政機構は自立し、国民代表(立法府)のコントロールは排除され、上層ブルジョワジーは官僚機構を通じて自己の利害を安定的に確保することができるようになったとされる。他方、公役務概念は、社会的欲求(全体的利益)という不定型なものを基礎とし、また法学的吟味を欠いた概念であるため、その実施主体である国家に対しては制限として機能せず、国家活動の無制限な拡大を正当化する機能を暗黙の裡に含んでいたことが指摘されている。

このように第 3 共和制における政治状況との関係で公役務国家論の論理構造と機能が周到に解明されている。

ついで、行政法・行政法学説による公役務概念の受容について説明がなされる。ブランコ判決、テリエ判決などの公役務概念に依拠する初期の判決例が分析されるが、著者が特に注目するのが、1872 年の委任裁判への移行(コンセイユ・デタの諮問機関から裁判所への移行)による裁判所二元制の確立である。それが行政官僚による行政裁判の掌握、すなわち、行政に対する外部的コントロールを排除した自己完結的な行政判例の形成を可能とし、これと公役務概念とが結びつくことにより行政活動の拡大を正当化する行政の自己増殖構造が成立したとされる。コンセイユ・デタの官僚層も独占する上層ブルジョワジーは自己の支配を実現する法構造として行政裁判を手に入れることになるのである。

## 第2章 戦間期経済と公役務

本章では、第一次大戦後の第三共和制がキャッチアップ体制の揺籃期として分析される。

経済的には、1920 年代は大戦後のフラン切り下げによる輸出増のおかげでフランスの重化学工業が発展し、年平均工業成長率が 5%を記録するなど国民経済の繁栄期である。この

時期に産業資本が台頭してくるが、その要求を受けて左翼連合政権はフランスの低水準維持政策を行い工業製品の輸出を政治的に支援する一方、増税による均衡財政を実現するなど上層金融資本の意向に反する政策をとるようになり、フランスの権力構造に変化が生じてくる。また、上層金融界が投資行動を転換し国内への産業投資を行うようになるが、それが重化学部門における独占体の形成を促してゆく。合併を通じた企業集中による寡占化の進行がカルテルの形成を容易にし、フランスの国内市場で独占化が進行する。

しかし他方で、この時期のフランスの工業生産力の発展は、国際的にみれば世界の輸出入市場におけるフランスのシェアの低下が示すように、他の先進工業国に対する遅れを取り戻すに足るものではなかった。それは後進的農工業部門(農業、手工業、中小企業、小売業)を抱え、経済成長を支える内需が存在しないという経済停滞の構造的要因を全く解消せず、フランスのキャッチアップ国家という性格の恒常化をむしろもたらしたとされる。

著者がキャッチアップ体制形成の前史として注目するのは次の点である。

1)産業資本による国際的競争力の向上の試みとして戦間期経済におけるカルテルの発展。これに対して司法はカルテル形成行為を不処罰とする方向性を取り、政府も法改正により判例を追認し、自発的に形成されたカルテルの放任という政治的意思を示した。私的独占体の合理化の努力を国家は放任するにとどまり、まだ国家による私的独占体の統制による経済発展という発想は取られていない。

2)後進的農工業部門の存在は、経済活動を内容とする地方公役務の増大と、全国的金融機関の国有化措置という形で国家の経済活動への関与を要求した。都市と農村に二極化した経済構造の中で、農村部における電気、水道、ガスなどのインフラ整備は公役務として地方公共団体が供給しなければならず、民間銀行が消極的な中小企業金融も国家が担わなければならなかった。

3)人民戦線政府の生産体系の構造改革(金融寡頭制の支配を排除するフランス銀行の理事会の改革、ヨーロッパにおける軍事的緊張緩和を目的とする軍需産業の国有化、農民の生活安定を図る小麦公社の設立)。これは 1929 年の世界大恐慌に際してフランスが緊縮政策をとったために非常に深刻な停滞状況に陥った結果とられた措置である。キャッチアップ体制の形成へ向けての試行錯誤のひとつであり実験的な成果をもたらしたはしたが、生産力向上という観点からみれば貧弱で限界を有するものであったとされる。

次に、戦間期の公役務理論の分析が、地方公共団体における商工業的公役務に関する判例を素材に行われる。全国的規模での公役務の経済活動の展開はまだ本格化していないからである。

権限裁判所のエロカ渡船判決(1921 年)は商工業的公役務と行政的公役務の分離を決定的としたが、その意義を著者は次のように把握する。商工業的公役務の法制度は本来私法的性質を有する運輸事業を全体的利益性ゆえに公法人によって引き受けさせるが、その経営を巡る争いは司法裁判管轄とするというものである。この司法裁判管轄は、自由主義的国家観に照らして不適當な公権力の活動を司法裁判所によって私法的に制裁させること、す

なわち、行政活動は行政の内部的コントロールに委ねるといふ行政の特権の放棄を意味する。しかしその代償さえ払えば、すなわち私企業と同一の条件で活動する限りでは、公権力の担う公役務は全体的利益を口実に自己増殖を遂げることが可能になったということでもある。このように商工業的公役務概念は国家による経済領域への関与、言い換えれば公役務の任務を有する独占的公企業の形成、の法的な「橋頭保」となったとされる。

国の経済関与の拡大とともに私人の経済的自由との調整が必要となるが、これについては公役務の「設置」の適法性に関するコンセイユ・デタの判例（ヌヴェール判決、ゼナール判決、ナンテール市判決等）の分析がなされる。当初は「例外的事情」がある場合に限定されていた公役務の関与が、法律の許可があれば国の市場関与は認められるという形で緩和され、さらに、法律の明示的な許可のない場合でも全体的利益のみをもって私人の自由な活動を侵害する公役務の設置が認められるようになる。また、市場における公役務の「運営」についても、直営の既存公役務の拡張による市場への公役務の関与の禁止の原則（シャサーニュ判決）や、公施設法人や公役務の特許を受けた私人による公役務の管理には目的限定性原則が存在するにもかかわらず、公役務の運営に必要な「付随的活動」は適法であるとされたため事実上公役務の事業拡張は一定程度認められることになったとされる。公役務の市場関与の拡大は、裁判所のこのような法解釈によって助長されていくことになる。

以上が戦間期における公役務の拡大を支える裁判所の論理である。これが、人民戦線内閣が行った国有化政策とともに、次の時代を準備し、公役務理論によって正当化されるキャッチアップ体制の確立への道を拓いていく契機とされる。

### 第3章 戦後近代化と公役務

第2次大戦後の経済再建と公役務のかかわり方の検討が本章では行われる。著者は、経済の高度成長期に対応するこの時期についてフランス経済の低生産性が国家主導によって解消され、国家による経済関与のフランス・モデルが確立されたと考える。これを「フランスのキャッチアップ体制」と名付け、「経済に対する国家の経営的関与を公的商工業部門における独占体の形成という明確な方針の下に推進し、この部門を主体に生産・技術力の発展を計画的に追求するという仕方」で国家による経済運営がなされる体制と規定する。経済的には、計画化（国家による指導的関与）と公的商工業部門（国家による経営的関与）とを手段とする「統制経済主義（dirigisme）」によって特徴づけられる。そこで、計画化行政の定着過程と、公役務を担う独占的巨大大公企業の形成が検討されることになる。

まず、計画化については、次のような整理がなされている。計画化の淵源はヴィシー体制における計画経済主義と、レジスタンス勢力の経済構想（CNR綱領）に求められる。ヴィシー政府の下で工業生産省や国家建設整備局といった経済官庁が創設され、そこで将来の計画行政の担い手となっていく経済官僚・テクノクラート層が形成され始める。他方、CNR綱領は強大な経済・金融封建支配勢力の排除、主要産業部門の国有化、経済計画の策定を内容とするもので、人民戦線の流れをくむ社共の「経済の民主的改革を目的とする統

制経済」という左翼理念（その内容は、独占の解体と国有化による私益から解放された経済の実現）に基づくものであった。このように国家主導の生産力向上が戦時期における反動と革新の共通課題とされ、それがフランス共和国臨時政府に受け継がれて、1945年ド・ゴール首班の三党政治のもとで経済企画庁が創設され、計画化行政が展開していくことになる。

国有化による巨大公企業の形成については、次のような評価がなされている。1944年から46年にかけて行われた基幹産業の国有化は、革新的政治勢力を含むド・ゴール内閣による左翼の「経済の民主化」理念の便宜的受容に基づいて行われたが、対独協力した上層資本の財産没収と国民経済の基盤である輸送・エネルギー・金融の国民管理を望む世論の支持も得たものであった。この国有化は独占による国際競争力の強化という理念と、国有化による企業の民主的経営の確保という左翼理念との合流点において実現したものであったが、1946年春のアメリカからの復興資金の供与によって共産党が政権から排除されて経済民主化の理念が放棄されると、基幹産業部門の独占的公企業を通じた経済再建という部分だけが残ることになった。

1952年から1958年には景気循環期を迎え、拡大再生産の方向性が定着し、銀行の国有化による国家の金融統制力の掌握もなされて、国家主導の産業投融资による私的部門の近代化が図られる。また、国有化された巨大企業は民間への波及効果が大きく、統制経済主義が進展していく。このようにして「国家が公金を政策的に配分し投下すると同時に、基幹部門の独占公企業を設立・経営して産業基盤の強化と私的独占の成長を図る」システムが形成されるに至る。

この時期にアルジェリア問題をきっかけとしてド・ゴールが政権に復帰し、執行権を強化する第5共和制憲法が制定され、「独裁的な執行権の確立」によって「経済分野を含めた国家政策が系統的に追求される基盤が完成」されたこともフランスのキャッチアップ体制のあり方を決定づける重要な要因とされる。1958年から1971年の高度成長期に基本的にド・ゴールが政権の座にあったことによって、「国家の独立」の理念に基づくド・ゴールの軍事外交政策の強い影響のもと、軍需優先の経済政策が一貫して展開され、上層資本集団に支持された「産業ゴリズム」が成立する。テクノクラート層をブレインとする大統領の個人独裁を背景とした軍事拡張政策の遂行を前提とする高度成長政策である。これを第5共和制憲法(ド・ゴール憲法)は制度的に支えたのである。「合理化された議院内閣制」によって強い執行府は議会から守られて一貫した経済政策を行えるようになり、テクノクラート層は議員と大臣の兼職禁止によって議会・政党の影響を受けることなく経済政策を決定することができた。第3、第4共和制の下での内閣の不安定による政治的退嬰主義は過去のものとなったのである。

フランスの高度成長は、この軍事優先の国家＝産業複合体の下で独占資本の支配を強化しつつ進行するが、しかしそれはド・ゴールの対米自立理念から軍事技術力向上が至上命題とされたため経済合理性が後景に退けられるという負の面を抱えるものとなる。

この段階における公役務理論の機能が、経済統制主義の手段としての国有化企業（公的商工業部門）の存在を基礎づける法概念として、また、公役務とされることによって国有化企業が獲得した法的地位（独占的地位）と活動態様（活動に対する制約と、その解除の過程）の問題として、次に検討される。

公役務概念は、現実には国家の意思によって決定されている国有化を、国民の需要の存在という客観的なものによって説明する便利なレッテル、後づけの正当化として利用されている。国有化の法的根拠は1946年憲法前文であるが、国有化の対象とされる「国の公役務」について明確な内容が存在するわけではないからである。

公役務とされると国有化企業へは独占的地位が付与されるが、従来は公役務には営業の自由は認められず、目的限定性等の制約がその活動に課された。しかし、この時期になると国有化企業（公的商工業部門）にも収益性向上のための活動が認められるようになり、営業の自由が承認されるに至る。これによって、巨大公企業は独占的地位と、私企業同様の営業の自由との両方を手に入れることになる。さらに、法律または行政立法によって生じる独占については独占規制が適用されないという1945年オールドナンスの規定（ローマ条約の独占規制の国内法化）によって、公企業は支配的地位の濫用を問われることもない。巨大公企業は、かくして、全体的利益の追求という目的限定性からも、独占規制からも自由に、独占的地位を利用して多角的経営に乗り出すことができるようになる。以上のような公役務の活動態様についての変化が判例の展開を跡づけることによって明らかにされる。

#### 第4章 ヨーロッパ経済統合と公役務

1970年代以降の高度成長の終焉とヨーロッパ統合の深化という新たな状況の下における公役務の衰退について、1981年の左翼政権による国有化と、ヨーロッパ競争法との関係を主たる対象として検討がなされる。

1969年にド・ゴールからポンピドゥーに大統領が変わると、個人崇拜としてのゴーズムが終焉し、ゴーズムの変質と同時に経済政策の新自由主義への転換が行われる。それまでのゴーズムが有していた一定の「左翼代位的性格」が放棄され、左翼勢力への対抗姿勢が正面から打ち出される。他方で、軍需優先・効率無視のド・ゴール時代のキャッチアップ体制も、石油危機後の工業社会の終焉による低成長時代に入り、機能不全に陥ることになる。軍需主導の国家＝産業複合体は民需優先の経済への転換に適応できず、民間市場における国際競争力の弱さが露呈する。しかし、高度成長終焉後の公財政の逼迫によって公企業への補助は困難となっており、キャッチアップ体制の礎石はすでに掘り崩されている。

このような状況の中で1981年に社会党への政権交代が行われ、経済復興は左翼政権に期待されることになるが、左翼政権が採ったのは国有化政策であった。それは国家権力＝民主主義を金融勢力から解放するという左翼理念の実現ではなく、「国内産業を最適化するための指揮管理中枢の統一手段」の形成のために行われたもの、すなわち、フランス的キャッチアップ体制の枠の中での国家＝産業複合体の再拡大の試みに過ぎなかった。ヨーロッ

パ市場統合が進行する開放経済の時代に、フランスの指導層は戦後のキャッチアップに倣って国有化企業を利用した経済の国家管理によって対応しようとしたのである。著者はこれを「国家のテクノクラート層による権力掌握の最終段階」と捉えている。

この国有化はしかしながら、不採算部門の国有化という側面も持ち、経済発展をもたらすことなく挫折する。政府は緊縮政策への転換を余儀なくされ、ヨーロッパ域内市場の成立を目前にした段階でフランスのキャッチアップモデルの衰退が明らかになる。これ以降、民営化と規制緩和がフランスでも進行し、キャッチアップ体制の担い手である公企業は大幅に縮小し、経済的影響力を弱めていくことになる。

民営化後の1990年代半ばになお公的部門に残ったのは伝統的な独占的公企業（フランス電力、フランス国有鉄道、エール・フランス、郵便局など）であった。これらの公役務はド・ゴール期の戦後フランスにおいて国民大衆の生活水準向上への欲求を実現し、国民の社会経済的要請に国家が応答するための手段でもあったので、当時は事実上・法律上の確たる存在基盤を獲得することができたのであるが、1990年代にはこれら巨大公企業のほとんどが赤字になり国民の財政的負担と化していた。それにもかかわらず、フランスは、戦後長期間続いた独占の結果、エネルギー等の基幹部門が私的部門の空白地帯となっていたため、競争力に劣る独占公企業によって域内市場に対峙することを余儀なくされることになる。

他方で、1980年代半ばからフランスは大国主義的思惑から、ヨーロッパ統合主義へ政策転換してヨーロッパ統合のイニシアティブを取り始めていた。その頃から公的独占に対するヨーロッパの対応が変化を見せ、域内市場での自由競争を企図してネットワーク企業からなるインフラ部門の規制撤廃が打ち出され、さらにマーストリヒト条約により成立したヨーロッパ連合はインフラ部門での国家独占の解体を命じる規則、指令を増発し、ヨーロッパ司法裁判所には独占公企業に対するヨーロッパ競争法の適用に関する事案が数多く係属するようになる。その結果、ヨーロッパ・レベルでの市場経済と競争法へフランスの公役務は従属を余儀なくされ、独占公企業を中核とするフランス・モデルが成長モデルとしての役割を果たしえなくなっていることが明らかになる。これについて、フランス自身が望んだヨーロッパ統合の帰結といえるので、フランスの指導層が非効率・不採算部門の独占公企業を清算するためにヨーロッパを利用している可能性も無視できないという留保を著者は付しているが、いずれにしろ「フランス公役務の危機」は手段としての独占公企業を失うことによって確実に進行している。

次に、ヨーロッパ競争法の適用除外の要件の検討を通じて、公役務の全体的利益性と独占の必要性についての決定権のフランスからヨーロッパ連合への移行の現実が明らかにされる。

フランス国内法では法律の規定に根拠があるという形式的要件が独占規制の適用除外を導くが、ヨーロッパ競争法はより具体的な要件、すなわち、企業の活動が「経済上の全体的利益に属する役務」（EU 運営条約 106 条 2 項）であるか、および共同体法の適用が「企業に与えられた特別の任務の法律上または事実上の遂行を妨げ」と認められるかの二つ

の要件によって適用除外を判断する。この要件の齟齬によって、フランス国内では全体的利益を有する公役務と認められたものが、ヨーロッパ競争法の要件に基づいてヨーロッパ連合によって全体的利益に属する役務ではない、あるいは特別の任務の遂行が妨げられないので適用除外を受けないと判断される可能性が生じてくる。

さらに、加盟国の公権力は公企業との関係においてヨーロッパ競争法の規律を遵守する義務を負うとする規定（同 106 条 1 項）によって公権力は企業に特権を付与することが禁止され、既存の公的独占の解体も問題となってくる。また、「普遍的役務」と呼ばれる活動について既存の独占部門における市場の自由化がヨーロッパ委員会の指令の形式で加盟国に求められている。そこでは独占を許す事業と自由競争に委ねる事業の切り分けが要求され、加盟国はその適用の除外を受けるために、全体的利益の存否と独占の必要性をヨーロッパ連合に証明する義務を負わされる。それはヨーロッパ連合が全体的利益の存否と独占の必要性についての決定権を手中にしていることを意味する。このように、今日まで生き延びた公企業も全体的利益の有無と、独占の必要性についてヨーロッパによる審判を受けることになる。公役務はフランスのものからヨーロッパのものに変質し、フランスのキャッチアップ体制を支えた公企業はその特権的地位を喪失し、フランスの公役務は消失の危機を迎えることになる。これが著者の今日、フランスの公役務が置かれた状況についての見立てである。

終章では、各章の分析要旨が簡潔に述べられたのちに、総合的観察として、理論的側面と現実的側面に分けて本論文の結論的主張がまとめられている。

公役務理論は、大革命以来の経済的自由主義のもとで「全体的利益」の名のもとに国家の経済関与を正当化した。そして「全体的利益」の認定は国家の政治的決定を介するため、国家の経済関与には客観的、実体的な制約は存在しないことになる。この理論によって行政活動の拡大に対する法的承認が与えられた。

公役務理論を要請したのは、経済発展におけるフランス・モデル（「計画経済によって方向づけられ、独占的公企業を主体に生産・技術力向上を目指す国家=産業複合体からなるキャッチアップ体制」）であった。公役務概念に依拠して「全体的利益」を担う産業部門を公役務として国有化することによって公企業部門を形成し、それを経済計画の主要な実現手段として利用して国家は経済活動全般に影響力を行使していくことになる。さらに、「商工業的公役務」概念によって、公企業は私法の適用を受け営業の自由を有する一方で、その公益性ゆえに独占規制の適用を除外されるなど経済主体として特権的地位を享受することができた。国家の経済関与の正当性と、「商工業的公役務」という柔軟な関与手段を提供する点で、公役務理論は国家主導の「キャッチアップ体制」に適合的な理論であったとされるのである。

公役務概念はこれまでは、法概念としての意義を喪失することによってキャッチアップ体制を支えるという現実政治的な機能を果たしてきたといえるが、ヨーロッパという外部権力に全体的利益の存否と独占の必要性の決定権を掌握されると、国家活動の正当化とい

う現実政治的な意義を完全に失うことになる。これは公役務という観念自体の「風化」であり、それにとどまらず公役務の実現者とされるフランス公権力そのものの危機に連なっていくと締めくくられる。

最後に今後の課題として、社会的公役務と財政の問題についてフランスと共同体法の関係を検討する必要性が示唆されている。

## 2 本論文の評価

本論文は、フランスにおける国家の経済領域への関与のあり方について、第3共和制以降のフランスの国内法制度の歴史的展開を政治経済的文脈との関係性に留意しつつ、かつ、公役務概念の果たした理論的役割に着目して跡づけ、公役務概念を理論的支柱とする国家主導の「キャッチアップ体制」という特質を持ったものであると結論づけている。これまでもフランスの低生産性構造と国家主導の産業政策についてはディリジズムの問題として語られてきたが、本論文はそれをフランス公法の基本概念である「公役務」と結び付け、その法制度的展開と関連づけて、第3共和制以降のフランスの政治経済システムの構造と変容を歴史的視点から包括的に説明しようとした点で独自性を有するものである。

この歴史的な考察によって、ヨーロッパ統合の中で顕在化したフランスの政治経済システムの不適合が「公役務の危機」として表象される所以が明らかにされ、それがフランスのシステムの構造自体にかかわる深刻な問題であることが浮き彫りにされて、フランスにとって一つの時代の終焉を意味する可能性が示唆されている。今後のフランスにおける国家の経済関与のあり方を検討する作業の前提とすべき知見を明らかにするものとして、本論文の意義は大きい。

公役務理論の分析として見た場合、それが国家の経済関与を正当化するだけのイデオロギーであるという批判は従来からなされていた。デュギーは公役務による国家制限を主張したが、現実には公役務の基礎となる「全体的利益」の不確定性ゆえに国家は恣意的にそれを決定でき国家関与をいくらでも拡大できるという批判である。本論文の新しさは、公役務はキャッチアップ体制に適合的な理論枠組みを提供したという主張を、行政判例における地方的公役務の拡大、国有化による公企業部門の形成、商工業的公役務のカテゴリーの創出による公企業の営業の自由の承認、公企業に対する独占規制の適用除外の特権付与といった具体的な場面において公役務理論の果たした機能を明らかにすることを通じて、具体的、実証的に検証している点にある。

さらに、公役務理論が国家関与の正当性を「全体的利益」に求める点で主権国家や民主主義とは異なる論理を国家論に持ち込み、立法・議会から行政・官僚(テクノクラート)への権力の移行を正当化する原理を提供するという視点を本論文は強調する。公役務理論によって、「全体的利益」を充足する行政活動の担い手である官僚が民主的正統性とは別個の正当性を獲得しテクノクラート支配が強化されるという関係を、第3共和制下での上層ブルジョワジーと官僚との人的結びつきにはじまり、ヴィシー体制下の萌芽的な経済官庁における経済テクノクラート層の形成、第3、第4共和制下での内閣の不安定に起因する官僚の

政治的実権の掌握といったプロセスを経て、第 5 共和制において官僚機構がフランスの戦後の高度成長を主導するに至るといった流れと関連づけて明らかにしている。これは従来あまり注目されてこなかった点である。

著者は方法についても自覚的であり、自己の方法を「法現象を政治と経済という力学の対象として分析する研究方法」と規定し、法現象の「社会科学的な説明」を試みようとしているが、本論文はフランス公役務を素材に経済と政治と法現象の相互規定性を明らかにしようとする意欲的な企てとして評価に値しよう。また、たとえば「キャッチアップ体制」の形成過程については、第 3 共和制からヴィシー政権を経て第 5 共和制に至る時代における権力関係、政治状況、経済構造の変化、経済政策、行政判例・司法判例の動き、官僚機構のあり方など多面的に目配りをしながら周到な叙述がなされている。この周到さゆえに、国家による経済関与のフランス・モデルの抽出という野心的な試みにも十分な説得力が生じている。

しかしながら、本論文にも問題点がないわけではない。著者の方法とも関係し、また本論文の課題が公役務観念の歴史的展開過程を構造的に把握するという大きな視点に立つものであることからすればやむを得ないところかもしれないが、たとえば第 4 共和制憲法前文の国有化条項の意義やヨーロッパ統合との関係など個々のトピックや判例について、いま一步踏み込んだ叙述をした方がより説得力を増したであろうと思われる部分が存在する。また、ヨーロッパ統合の進展に伴う「公役務の危機」の問題については 1990 年代以降において新たな変化が生じているという指摘もあった。これについては、フランスの国内法制の歴史的な検討を主目的とする本論文の成果を踏まえて、この新たな変化についてもさらに考察を深めることを期待したい。

このような問題点を指摘することはできるが、本論文はフランスにおける「公役務の危機」という言説の歴史的位相を明らかにするという課題に方法論的自覚をもって周到に応じており、フランスにおける国家による経済関与のより具体的なあり方についての分析・検討を行うに当たっては前提とされるべき業績といってもよいであろう。また、著者のフランス法に対する問題意識の明確さと広い学識、および研究者としての構想力を証明するものともなっている。

### 3 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、本論文の提出者が、課程による博士(法学)(早稲田大学)の学位を受けるに値すると認めるものである。

2012 年 10 月 17 日

主査	早稲田大学教授	今関源成
	早稲田大学教授	首藤重幸
	早稲田大学教授	土田和博
	早稲田大学教授	鳥山恭一